

令和5年度

監査結果報告書

(第1回)

島田市監査委員

目 次

令和5年度 定期監査結果報告（第1回）

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の着眼点	1
第4	監査の実施内容	
1	監査の期間	2
2	監査の範囲	2
3	監査の方法	2
第5	監査の結果	3
	危機管理部	4
	地域生活部	4
	産業経済部	5
	看護専門学校	6
	支所	6
	教育部	6
	総合医療センター	9

令和5年度 財政援助団体等監査結果報告

第1	監査の種類	10
第2	監査の対象	10
第3	監査の着眼点	10
第4	監査の実施内容	
1	監査の期間	11
2	監査の範囲	11
3	監査の方法	11
第5	監査の結果	11
	株式会社特種東海フォレスト（指定管理者）	12
	スポーツ振興課（所管部署）	12



島 監 第 78 号

令和 6 年 2 月 7 日

島 田 市 長 染 谷 絹 代 様
島 田 市 議 会 議 長 藤 本 善 男 様
島 田 市 教 育 委 員 会 教 育 長 山 中 史 章 様
島 田 市 農 業 委 員 会 会 長 山 下 忍 様

島 田 市 監 査 委 員 伊 藤 和 義

島 田 市 監 査 委 員 村 田 千 鶴 子

令和 5 年 度 定 期 監 査 の 結 果 に 関 する 報 告 (第 1 回) に つ い て (提 出)

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施し、その結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により提出します。

令和5年度 定期監査結果報告（第1回）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項による定期監査

第2 監査の対象

定期監査の対象部署は、次のとおりである。

危機管理部	危機管理課
地域生活部	市民協働課、市民課、生活安心課、環境課
産業経済部	農業振興課、農林整備課、商工課、内陸フロンティア推進課
看護専門学校	教務課
支所	金谷地域総合課、川根地域総合課
教育部	教育総務課、学校教育課、学校給食課、社会教育課、 スポーツ振興課、図書館課
	小学校 島田第一小学校、島田第二小学校、島田第三小学校、 島田第四小学校、島田第五小学校、六合小学校、 六合東小学校、大津小学校、伊太小学校、相賀小学校、 神座小学校、伊久美小学校、初倉小学校、初倉南小学校、 金谷小学校、五和小学校、川根小学校
	中学校 島田第一中学校、島田第二中学校、六合中学校、 初倉中学校、金谷中学校、川根中学校
農業委員会事務局	
総合医療センター	経営企画課、病院総務課、医事課、医療秘書支援室

第3 監査の着眼点

監査は、監査対象の所管に係る事務事業や財務に関する事務の執行が、適正かつ効果的に行われているかに主眼を置き、監査基準に準拠して実施する。主な着眼点は次のとおりである。

(1) 書類監査

- 予算の執行状況、収入支出の会計処理
- 入札契約事務、補助金交付事務
- 財産管理、現金管理、郵券管理
- 文書管理、職員服務

(2) 実地監査

- 重要案件・主要業務・新規事業の成果、懸案事項、解決方策
- 歳入予算の執行内容、収納対策、債権管理
- 歳出予算の執行内容・執行見込、予算流用
- 公営企業会計の経営収支・経営環境・収支見込
- 委託料・工事請負費・補助金等の執行内容
- 現金預金の管理体制

- (3) 個別調査
 - 補助金制度の周知方法
 - 補助金に係る予算執行率が低い場合の理由
 - 補助金制度の見直し等の状況及び今後の予定
- (4) 備品検査
 - 備品の現物照合
 - 備品の整理状況、備品シールの貼付状況
 - 備品保管・備品移管・備品返納の手続
- (5) 現金検査
 - 現金の現物照合
 - 現金の点検体制・保管状況
 - 現金の納付方法

第4 監査の実施内容

- 1 監査の期間
令和5年8月25日から同年12月27日まで
- 2 監査の範囲
令和5年度における事務事業の執行状況（必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。）
- 3 監査の方法

(1) 書類監査

監査対象部署から提出された定期監査資料、予算の執行状況に関する資料、事務事業の執行に関する書類等を調査するとともに、令和5年度における事務事業の内容、財務に関する事務の執行等について確認を行った。

(2) 実地監査

監査対象のうち、次の部署については、監査委員が所管事業に関して所属長等から事情聴取を行った。

実地監査日	対象部署
令和5年9月12日	島田第一小学校、島田第二小学校、島田第四小学校、島田第二中学校
令和5年9月26日	島田第三小学校、島田第五小学校、六合小学校、六合東小学校
令和5年10月11日	教育総務課、学校教育課、社会教育課、図書館課
令和5年10月24日	商工課、内陸フロンティア推進課、金谷地域総合課
令和5年10月27日	農林整備課
令和5年11月10日	危機管理課、市民協働課、生活安心課、環境課
令和5年11月28日	経営企画課、病院総務課、医事課、医療秘書支援室

(3) 個別調査

監査対象部署における補助金等制度の概要や執行状況等の現状を把握し、制度の活用方法や制度自体を見直す機会の創出に資することを目的として、定期監査時に個別調査を実施し、制度の概要、周知方法、前年度における予算執行率、制度見直しの予定の有無などについて確認を行った。

(4) 備品検査

監査対象部署における財産の管理状況を確認するため、令和5年9月1日から同年11月28日までの期間において、備品検査を実施した。検査方法は、抽出により対象部署及び対象備品を選定した上で、当該備品の配置場所に出向き現物を確認する方法又は対象部署に当該備品を撮影した写真を提出させ保管状況を確認する方法により、備品台帳と対象備品との照合を行った。

(5) 現金検査

監査対象部署における現金の管理状況を確認するため、令和5年9月1日から同年11月28日までの期間において、現金検査を実施した。検査方法は、抽出により対象部署を選定した上で、会計管理者から交付された釣銭資金の实地確認を行った。

なお、看護専門学校、小学校、中学校及び総合医療センターについては、現金の管理体制について書面による検査を行った。

第5 監査の結果

監査した結果、事務事業や財務に関する事務の執行等については、後述の指示事項等を除き、適正に執行されているものと認められた。

なお、指示事項等については、対象部署に対して改善するよう指導した。

※用語説明

勸告：指摘事項及び指示事項のうち、特に措置を講じる必要があると認めるもの

指摘事項：法令、条例、規則等に違反しているもののうち、重大なものなどで、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するもの

指示事項：事務処理等において問題や課題があり、改善を要するもの

意見：検討や改善を求めるもの及び要望するもの

危機管理部

危機管理課

1 指示事項

- (1) 収入処理について
 - ・ 調定伝票の会計課への提出漏れ
- (2) 入札・契約事務について
 - ・ 支出負担行為何及び契約書の添付書類の不備
 - ・ 契約書の収入印紙の貼付漏れ
 - ・ 契約締結日と契約締結の報告の起案日との不整合
- (3) 補助金交付事務について
 - ・ 予算執行何の未起票
- (4) 財産管理について
 - ・ 保管備品における表示の不備
 - ・ 廃棄済備品に係る備品返納書の未提出
- (5) 現金管理について
 - ・ 釣銭資金整理簿の未作成
- (6) 郵券管理について
 - ・ 郵券月別集計表への受払記録の記載漏れ及び所属長の押印漏れ
- (7) 文書管理について
 - ・ 文書受付簿への所属長及び担当者の押印漏れ

地域生活部

市民協働課

1 指示事項

- (1) 入札・契約事務について
 - ・ 支出負担行為何及び契約書の添付書類の不備

市民課

1 指示事項

- (1) 入札・契約事務について
 - ・ 予算執行何の決裁日の記載漏れ
 - ・ 支出負担行為何の添付書類の不備
 - ・ 業者から提出された実施計画表の未供覧

生活安心課

1 指示事項

- (1) 入札・契約事務について
 - ・ 契約書の添付書類の不備

環境課

1 指示事項

- (1) 収入処理について

- ・収入金の会計年度の誤り
- (2) 入札・契約事務について
 - ・特記仕様書に規定された実施計画書の未受領
- (3) 補助金交付事務について
 - ・交付申請書の処置実施予定日等の記載漏れ
 - ・交付申請書の受領日と支出負担行為何の起票日との不整合
 - ・実績報告書の様式の誤り
 - ・実績報告書の記載方法の不備
- (4) 文書管理について
 - ・使用許可に係る起案文書の添付書類の不備
- (5) その他
 - ・一般廃棄物排出届における排出数量の記載漏れ

産業経済部

農業振興課

1 指示事項

- (1) 収入処理について
 - ・県補助金の調定伝票の未起票
- (2) 入札・契約事務について
 - ・締結した契約書の未供覧
- (3) 補助金交付事務について
 - ・実績報告書の添付書類における金額の記載誤り
- (4) 郵券管理について
 - ・郵券受払簿の受払記録の記載漏れ
- (5) その他
 - ・団体会計の支出負担行為何書兼支出命令書における決裁者の押印漏れ

農林整備課

1 指示事項

- (1) 入札・契約事務について
 - ・契約約款に規定された実施計画書の未受領

商 工 課

1 指示事項

- (1) 支出処理について
 - ・支出負担行為何の添付書類の不備
- (2) 入札・契約事務について
 - ・支出負担行為何の添付書類の不備
 - ・業者から提出された実施計画書等の未供覧
- (3) 郵券管理について
 - ・郵券受払簿の未供覧

- (4) 文書管理について
 - ・ 受領した申入書等の未供覧
 - ・ 起案文書の決裁者の押印漏れ
 - ・ 起案文書の起案日及び決裁日の記載漏れ
 - ・ 出張報告書の未作成

看護専門学校

教 務 課

- 1 指示事項
 - (1) 入札・契約事務について
 - ・ 予算執行伺の記載内容の不備
 - ・ 予算執行伺の起票日と添付文書の作成日との不整合
 - ・ 支出負担行為伺の添付書類の不備
 - (2) 文書管理について
 - ・ 公用車仕立車に係る自動車使用承認書の記載誤り

支 所

金谷地域総合課

- 1 指示事項
 - (1) 入札・契約事務について
 - ・ 予算執行伺及び支出負担行為伺の決裁区分の誤り
 - ・ 見積結果表の執行者及び立会人の押印漏れ
 - ・ 支出負担行為伺の添付書類の不備
 - (2) 文書管理について
 - ・ 貸付証紙管理簿の所属長の押印漏れ
 - ・ 起案文書の所属長の押印漏れ
 - (3) その他
 - ・ 自動車運転日報の酒気帯びの有無確認の記載漏れ

川根地域総合課

- 1 指示事項
 - (1) 入札・契約事務について
 - ・ 予定価格表及び見積結果表の設計金額の表示方法及び見積書比較価格の記載誤り

教 育 部

教育総務課

- 1 指示事項
 - (1) 入札・契約事務について
 - ・ 契約約款に規定された工程表等の未受領
 - (2) 郵券管理について

- ・ 郵券受払簿の受払記録の記載漏れ

学校教育課

1 指示事項

- (1) 入札・契約事務について
 - ・ 予定価格表の取扱いの不備
 - ・ 見積結果表の見積書記載金額等の記載誤り
- (2) 補助金交付事務について
 - ・ 予算執行伺の決裁日と支出負担行為伺の起票日との不整合
 - ・ 支出負担行為伺の決裁日の記載漏れ
- (3) 文書管理について
 - ・ 公用車仕立車に係る使用承認申請書の記載誤り
 - ・ 後援名義に係る使用承認通知書の申請年月日の記載誤り

学校給食課

1 指示事項

- (1) 入札・契約事務について
 - ・ 業務委託変更契約書の未供覧
- (2) 文書管理について
 - ・ 起案文書の決裁者の押印漏れ

社会教育課

1 指示事項

- (1) 収入処理について
 - ・ 調定伝票の会計課への提出漏れ
- (2) 入札・契約事務について
 - ・ 見積依頼書の日付と受領書の日付との不整合
 - ・ 予算執行伺の専決者と予定価格表の作成者及び見積執行者との不整合
 - ・ 支出負担行為伺の決裁区分の誤り
 - ・ 支出負担行為伺及び契約書の添付書類の不備
 - ・ 仲裁合意書の未決裁
 - ・ 業者から提出された契約関係書類の未供覧
 - ・ 完成検査の遅延
- (3) 文書管理について
 - ・ 公民館使用申込書の未決裁
 - ・ 起案文書の起案日と添付文書の受付日との不整合
 - ・ 保険申込書の未決裁

スポーツ振興課

1 指示事項

- (1) 入札・契約事務について
 - ・ 契約書に規定された約款の未受領

図書館課

1 指示事項

- (1) 支出処理について
 - ・支出負担行為何の起票日と添付文書の受付日との不整合
- (2) 入札・契約事務について
 - ・見積依頼に係る起案文書に添付されている設計書の不備

小学校

1 指示事項

- (1) 支出処理について
 - ・予算執行何の添付書類の不備
 - ・予算執行何の起票日と見積執行日との不整合
 - ・見積書の見積日の記載漏れ
 - ・支出負担行為何の起票日と見積書の見積日との不整合
 - ・支出負担行為何の決裁日の記載漏れ
 - ・支出何の起票日と納品日との不整合
 - ・支出何の決裁日の記載漏れ
- (2) 財産管理について
 - ・保健室用薬品使用簿における現在数の記載誤り
 - ・理科薬品使用簿における使用量の記載漏れ
 - ・購入備品に係る備品登録依頼書の提出遅延
- (3) 郵券管理について
 - ・郵券受払簿の受払記録の記載誤り
 - ・郵券受払簿の学校長の押印漏れ
- (4) その他
 - ・年次有給休暇簿の残日数の算出誤り
 - ・学校徴収金に係る支出負担行為何の未決裁
 - ・学校徴収金に係る積立金予算額と前年度繰越額との不整合 ほか

中学校

1 指示事項

- (1) 支出処理について
 - ・支出何の起票日と支出負担行為何の決裁日との不整合
 - ・支出何の起票日と請求書の請求日との不整合
 - ・予定価格表の取扱いの不備
- (2) 財産管理について
 - ・薬品台帳の更新漏れ
 - ・理科薬品使用簿における残量の記載誤り
 - ・理科薬品使用簿における使用量の記載漏れ
- (3) その他
 - ・夢育・地育推進事業交付金に係る支出何の決裁日と支出日との不整合

- ・団体会計に係る支出何の起票日と請求書の請求日との不整合

総合医療センター

経営企画課

1 指示事項

- (1) 支出処理について
 - ・データ移行費用及び廃棄物処理費用の支出に係る科目（節）の誤謬
- (2) 入札・契約事務について
 - ・予算執行何の決裁日と添付文書の日付との不整合
 - ・見積執行日の誤り
 - ・見積合わせに係る手続の不備
 - ・契約書の委託者の押印漏れ
 - ・支出負担行為何及び契約書の添付書類の不備
 - ・支出負担行為何の添付書類の不備
 - ・支出負担行為何と契約書との記載方法の不一致
 - ・見積執行日と実施計画書の作成日との不整合
- (3) 文書管理について
 - ・起案文書の決裁日の記載漏れ

病院総務課

1 指示事項

- (1) 入札・契約事務について
 - ・支出負担行為何の添付書類の不備

医事課

1 指示事項

- (1) 入札・契約事務について
 - ・契約締結日と契約締結の報告の起案日との不整合



島 監 第 79 号

令和 6 年 2 月 7 日

島 田 市 長 染 谷 絹 代 様
島 田 市 議 会 議 長 藤 本 善 男 様
島 田 市 教 育 委 員 会 教 育 長 山 中 史 章 様

島 田 市 監 査 委 員 伊 藤 和 義

島 田 市 監 査 委 員 村 田 千 鶴 子

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施し、その結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により提出します。

令和5年度 財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

財政援助団体等監査の対象は、次のとおりである。

対 象 施 設	横井運動場公園・大井川緑地外4施設
指 定 管 理 者	株式会社特種東海フォレスト
所 管 部 署	教育部スポーツ振興課

第3 監査の着眼点

監査は、指定管理業務に係る施設管理や事業運営、財務に関する事務の執行が、目的に沿って、適正かつ効果的に行われているかに主眼を置き、監査基準に準拠して実施する。主な着眼点は次のとおりである。

(1) 書類監査

ア 指定管理者

- 事業計画書・月例業務報告書・事業報告書・業務日誌の整備状況
- 使用申込書の処理状況、分析資料の作成状況
- 物品台帳・小口現金出納帳の管理状況
- 収支計算書・収入伝票・支出伝票の処理内容
- 施設保守点検・防犯対策・防災訓練の実施状況

イ 所管部署

- 選考経過・選考基準に係る書類の整備状況
- 指定管理料・経費負担・利用料の執行状況
- 事業報告の確認状況、履行確認体制
- 指定管理者への指導助言内容、施設等の要望対応
- 指定管理者制度の導入効果、業務評価

(2) 実地監査

ア 指定管理者

- 施設管理状況、職員研修の実施状況、各種会議の開催状況
- 施設利用状況
- 自主事業の実施内容・課題
- 経営収支の状況、利用料の徴収方法、現金等の管理体制
- 防犯・防災対策

イ 所管部署

- 業務評価、業務の履行確認
- 施設管理状況
- 指導助言体制、課題対応

第4 監査の実施内容

1 監査の期間

令和5年10月10日から同年12月27日まで

2 監査の範囲

令和4年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行及び管理業務の状況

3 監査の方法

(1) 書類監査

指定管理者及び所管部署から提出された財政援助団体等監査調書、会計処理の執行状況に関する資料、指定管理業務に関する書類等を調査するとともに、令和4年度における指定管理業務の内容、財務に関する事務の執行等について確認を行った。

(2) 実地監査

令和5年11月16日に監査委員が島田球場へ出向き、指定管理業務に関して指定管理者及び所管部署の所属長等から事情聴取を行うとともに、対象施設の現地確認を行った。

第5 監査の結果

監査した結果、指定管理業務に係る施設管理や事業運営、財務に関する事務の執行については、後述の指示事項等を除き、適正に執行されているものと認められた。

なお、指示事項等については、指定管理者及び所管部署に対して改善するよう指導した。

※用語説明

勸告：指摘事項及び指示事項のうち、特に措置を講じる必要があると認めるもの

指摘事項：法令、条例、規則等に違反しているもののうち、重大なものなどで、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するもの

指示事項：事務処理等において問題や課題があり、改善を要するもの

意見：検討や改善を求めるもの及び要望するもの

株式会社特種東海フォレスト（指定管理者）

1 指示事項

- (1) 事業計画書について
 - ・該当年度の事業計画書の未提出
- (2) 利用料の額の承認について
 - ・承認に係る手続の不備
- (3) 管理業務の第三者への委託について
 - ・承認に係る手続の不備
- (4) 支出処理について
 - ・支払証明書の添付漏れ
- (5) 入札・契約事務について
 - ・請書等の日付の記載漏れ
- (6) 施設の防災対策について
 - ・個別のマニュアルの作成及び訓練の未実施

2 意見

- (1) 横井運動場公園・大井川緑地外4施設の管理運営について

横井運動場公園・大井川緑地外4施設の管理運営については、多くの市民等が利用する施設であることを考慮し、引き続き施設等の安全点検を定期的を実施し、危険箇所がある場合には、所管部署と協議の上、必要な修繕等の対応を速やかに行うとともに、防災に関する取組についても一層の充実を図り、利用者の安全確保を図られたい。

スポーツ振興課（所管部署）

1 指示事項

- (1) 事業計画書について
 - ・該当年度の事業計画書の未受領
- (2) 利用料の額の承認について
 - ・承認に係る手続の不備

2 意見

- (1) 老朽化している施設等への対応について

横井運動場公園・大井川緑地外4施設については、多くの市民等が利用する施設であることを考慮し、老朽化している施設等については、指定管理者と協議の上、適切な優先順位の下、修繕等の対応に取り組まれたい。